

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改11)
提出年月日	2024年 1 月 1 5 日

## 島根原子力発電所 2号炉

### 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

【第2条の2, 第2条の3, 第3条, 第4条, 第5条,  
第8条, 第9条, 第123条, 第124条, 第125条,  
第126条, 第127条, 第139条, 第154条 抜粋】

2024年1月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（関係法令および保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に履行されるよう、必要に応じて方針を改定する。</p> <p>2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に履行されるようにするため「原子力QMS 安全管理要領」を定める。</p> <p>3. 原子力本部長および原子力考査室長は、第2項に定める要領に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>（1）第1項の社長の方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を、年度毎に策定する。</p> <p>（2）関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。</p> <p>（3）（2）の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>4. 第4条の保安に関する組織は、第3項（1）の活動計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識定着に係る活動を実施する。</p>	<p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に履行されるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に履行されるよう、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を、年度毎に策定する。</p> <p>（1）第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を、年度毎に策定する。</p> <p>（2）第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>（3）（2）の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項（1）の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p>	<p>（関係法令および保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実に履行するため、以下の活動を実施する。</p> <p>（1）社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に履行することをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>（2）電源事業本部長は、「原子力安全文化育成・維持基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に履行するための活動を統括する。</p> <p>（3）内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に履行するための活動を統括する。</p> <p><b>（4）原子力安全監理部門長は、「原子力安全監視評価細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に履行するための活動を統括する。</b></p> <p>（5）第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門および<b>原子力安全監理部門</b>を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化育成・維持基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を行う。</p> <p>（6）内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p><b>（7）原子力安全監理部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全監視評価細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</b></p> <p>（8）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って、原子力安全監理部門長等の関係法令および保安規定の遵守に関する職務についての記載を追加</p>

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(9) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(10) <u>原子力安全監理部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

島根原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
なし	<p>(安全文化の育成および維持)</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために、健全な安全文化に関する原子力事業者の責務として以下のとおり表明する。</p> <p>(1) 社長は、当社のトップとして、社外からの意見も取り入れながら、安全文化の状態の自己評価と監視に取り組み、保安活動に携わるすべての人の「常に問いかける姿勢」、「報告する文化」をはじめとする安全文化について、絶えず育成し、および維持する。</p>	<p>TS-87 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全文化の育成および維持に関して、明示する。</li> </ul>
なし	なし	
なし	なし	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p>	<p>第2章 品質保証</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条</p> <p>第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義</p> <p>以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR 事業者協議会：国内BWR プラントの安全性及び信頼</p>	<p>第2章 品質保証</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案の相違等）  
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のこと（以下、本条および第107条において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第4条に定める組織（以下、「組織」という。）は、本品質マネジメントシステムに従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果が維持していること）をいう。ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うこと）をいう。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a.、b.およびc.に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類についてグレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設の品質または保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影</p>	<p>性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第107条において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステムに従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p>	<p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条および第106条において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステムに従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していること）をいう。ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うこと）をいう。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより生じ得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、本編において「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に明確に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下、本編において「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、本編において「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p>	<p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより生じ得る影響</p> <p>(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1参照）。</p> <p>(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（以下「PI(Performance Indicator)」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</p>	<p>力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより生じ得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表4-2.1(2)、(3)および(4)の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1 品質マネジメントシステムの相互関係の相互関係」に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p>	

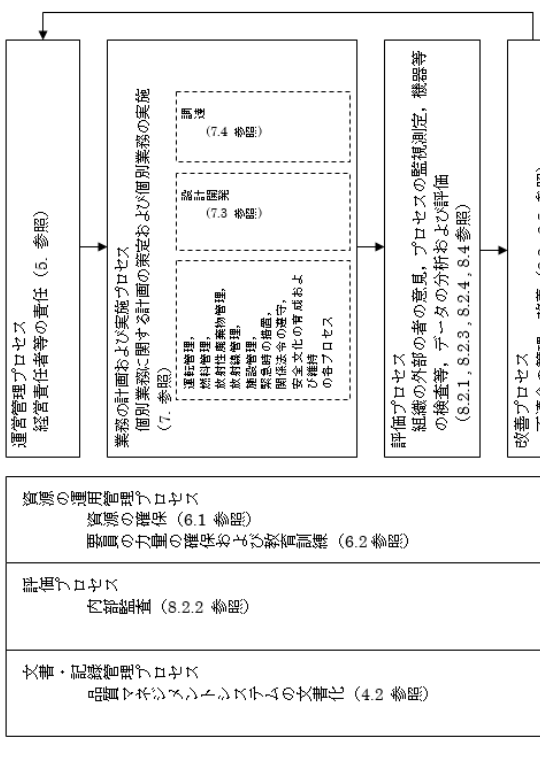
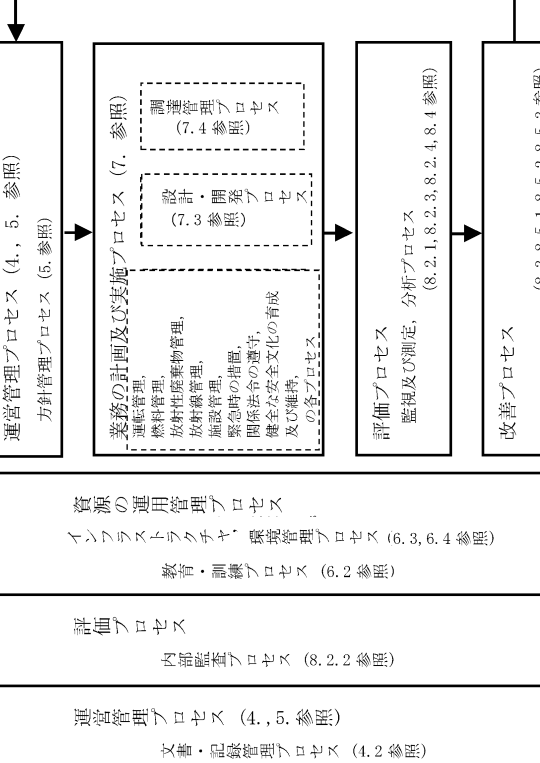
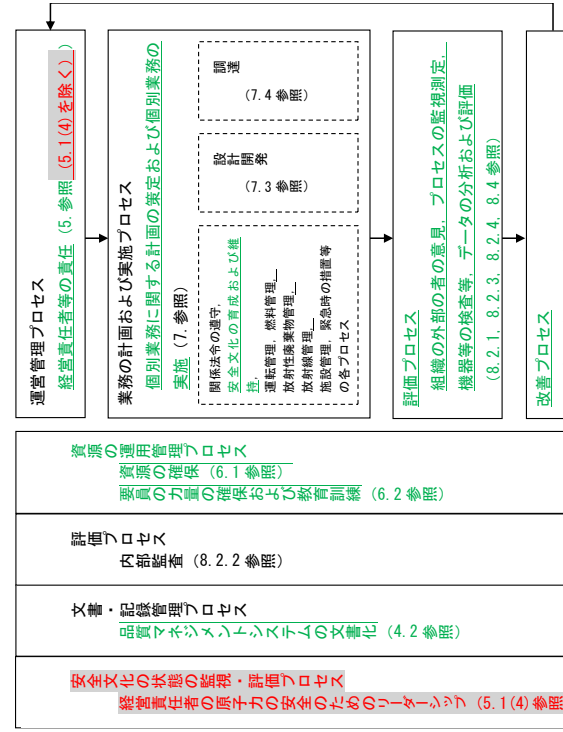
島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮し、効果的な取り組みを通じて、次の状態を目指していることを含む。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、本編において「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。</p>	<p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に係る潜在的な影響と原子力の安全に係る潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部、監視・評価監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
br/>
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>図3-1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>  <p>図3-1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系を図3-2に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標                  (2) 品質マニュアル</p> <p>品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>a. 表3-1-1に示す二次文書</p>	<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>  <p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標                  b) 原子力品質保証規程                  c) 品質管理基準規程が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" data-bbox="1386 1261 1785 2018"> <thead> <tr> <th>第3条の関連事項</th> <th>原子力品質保証規程の関連事項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.7.2.2</td> <td>4.2.7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2.8.5.1</td> <td>8.2.2.8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3</td> <td>8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録</p>	第3条の関連事項	原子力品質保証規程の関連事項	名称	管理箇所	4.2.7.2.2	4.2.7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2.8.5.1	8.2.2.8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3	8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部	<p>分を行う。</p>  <p>図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。                  品質マネジメントシステム文書体系を「図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標                  (2) 品質マニュアル</p> <p>品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1407 474 1701 1216"> <thead> <tr> <th>一次文書名（関連条文）</th> <th>制作者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメントシステム計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程（第3条）</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則（第3条）</td> <td>内部監査部門長</td> </tr> <tr> <td><b>原子力安全監視評価細則（第3条）</b></td> <td><b>原子力安全監視部門長</b></td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名（関連条文）	制作者	品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程（第3条）	社長	原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則（第3条）	内部監査部門長	<b>原子力安全監視評価細則（第3条）</b>	<b>原子力安全監視部門長</b>	<p>・原子力安全監視部門を設置することに伴って記載を追加</p>
第3条の関連事項	原子力品質保証規程の関連事項	名称	管理箇所																												
4.2.7.2.2	4.2.7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																												
8.2.2.8.5.1	8.2.2.8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																												
8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3	8.3.8.5.1.8.5.2.8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル	原子力安全・統括部																												
一次文書名（関連条文）	制作者																														
品質マネジメントシステム計画	社長																														
原子力品質保証規程（第3条）	社長																														
原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長																														
原子力安全管理監査細則（第3条）	内部監査部門長																														
<b>原子力安全監視評価細則（第3条）</b>	<b>原子力安全監視部門長</b>																														

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																									
<p>b. 表3-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書</p> <p>(4) 品質管理の要求事項に基づき作成する表3-1に示す品質マネジメント文書および品質管理規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下、本編において「手順書等」という。）</p>	<p>①以下の文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>セルファアセスメント実施基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>第10条</td> </tr> <tr> <td>5.4.2</td> <td>5.4.2</td> <td>原子力リスク管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.4.2, 7.1</td> <td>5.4.2, 7.1</td> <td>変更管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>5.5.4</td> <td>保安管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第6条～第9条の3</td> </tr> <tr> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>マネジメントレビュー実施基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>教育及び訓練基本マニュアル</td> <td>原子力人材育成センター</td> <td>第118条～第120条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>運転管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第7条 第11条の2, 第12条～第17条 第18条～第78条 第84条 第88条 第95条 第96条 第104条 第105条 第121条</td> </tr> <tr> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6</td> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6</td> <td>燃料管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第9条～第22条 第25条～第27条 第35条 第56条 第89条 第92条 第99条～第104条 第105条 第120条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>放射性廃棄物管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第88条 第89条 第90条 第120条 第121条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>放射線管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第99条 第100条 第106条 第108条～第121条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施設管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第103条 第107条 第109条 第110条 第117条</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>原子力災害対策基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>法令等の遵守に係る活動基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>第2条の2</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7.2.3, 8.2.1</td> <td>7.2.3, 8.2.1</td> <td>外部コミュニケーション基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルファアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条	5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人材育成センター	第118条～第120条			運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条 第11条の2, 第12条～第17条 第18条～第78条 第84条 第88条 第95条 第96条 第104条 第105条 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第9条～第22条 第25条～第27条 第35条 第56条 第89条 第92条 第99条～第104条 第105条 第120条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条 第89条 第90条 第120条 第121条			放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第99条 第100条 第106条 第108条～第121条			施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第103条 第107条 第109条 第110条 第117条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	原子力安全・統括部	第2条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	-	<p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1 品質目標</td> <td>監視測定および分析基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>5.5.1 責任および権限</td> <td>主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（第8条から第9条の3）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	5.4.1 品質目標	監視測定および分析基本要領（第3条）	電源事業本部長	5.5.1 責任および権限	主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（第8条から第9条の3）	電源事業本部長	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の関連条文																																																																																								
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルファアセスメント実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条																																																																																								
5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-																																																																																								
5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-																																																																																								
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3																																																																																								
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	原子力安全・統括部	-																																																																																								
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	原子力人材育成センター	第118条～第120条																																																																																								
		運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条 第11条の2, 第12条～第17条 第18条～第78条 第84条 第88条 第95条 第96条 第104条 第105条 第121条																																																																																								
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第9条～第22条 第25条～第27条 第35条 第56条 第89条 第92条 第99条～第104条 第105条 第120条																																																																																								
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第88条 第89条 第90条 第120条 第121条																																																																																								
		放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第99条 第100条 第106条 第108条～第121条																																																																																								
		施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第103条 第107条 第109条 第110条 第117条																																																																																								
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	原子力災害対策基本マニュアル	原子力運営管理部	第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条																																																																																								
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	原子力安全・統括部	第2条の2																																																																																								
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル	原子力安全・統括部	-																																																																																								
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	-																																																																																								
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																																																										
5.4.1 品質目標	監視測定および分析基本要領（第3条）	電源事業本部長																																																																																										
5.5.1 責任および権限	主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（第8条から第9条の3）	電源事業本部長																																																																																										

表3-1 一次・二次文書一覧表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉		備考
保安規定 第3条の 記載項目	一次文書名	承認者（管理 箇所）	文書番号	第3条以外の関 連条文	原子力品質 保証の程度の 関連条文	名称	管理箇所	原子力品質 保証の程度の 関連条文	原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全監理部門 を設置することに伴 って記載を追加</li> </ul>
全項目	原子力品質保証 規程	社長 （原子力品質 保証室）	原品 1	—	7.3	設計管理基本マニ ュアル	原子力設備管 理部	5.4 組織の内部の情報 の伝達	内部コミュニケーション基本要領（第3条） 条 第6条 第7条	
保安規定 第3条の 記載項目	二次文書名	承認者（管理 箇所）	文書番号	第3条以外の関 連条文	7.4	調達管理基本マニ ュアル	原子力設備管 理部	5.6 マネジメントレベ ユ—	マネジメントレビュー基本要領（第3条） 本部長	
4.1	原子力QMS 品質に係る重 要度分類要領	原子力部長 （原子力部）	原 4 - 1	—	—	原子燃料調達基本 マニュアル	原子燃料サイ クル部	6.1 資源の確保	電力事業 本部長	
4.1	原子力QMS プロセス適用 要領	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 4 - 1	—	第19条 第21条 第22条 第24条 第27条 第30条 第32条 第39条 第41条～第44条 第47条 第49条～ 第54条 第57条 第59条 第62条 第66条 第79条 第81条 第84条 第86条 第88条 第104条 第105 条 第107条 第 107条の4、第107 条の5、第120条	使用前事業者検査 等及び自主検査等 基本マニュアル	原子力運営管 理部	6.2 要員の力量の確保 および教育訓練	電力事業 本部長	
4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録 管理要領※1	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 4 - 2	第119条	8.2.4	—	—	—	—	
5.3	原子力QMS 品質方針管理 要領	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 5 - 1	—	—	—	—	—	—	
5.4.1	原子力QMS 品質目標管理 要領	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 5 - 2	—	—	—	—	—	—	
5.5.1	原子力QMS 責任および権 限要領	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 5 - 3	第5条、 第8条～第9条 の3	—	—	—	—	—	
5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 5 - 4	—	—	—	—	—	—	
5.5.4	原子力QMS 内部コミュニ ケーション要 領	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 5 - 5	第6条、第7条	—	—	—	—	—	
5.6	原子力QMS マネジメント レビュー要領	原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 5 - 6	—	—	—	—	—	—	
6.2	原子力QMS 力量、教育・訓 練および認識 要領	原子力部長 （原子力部）	原 6 - 1	第117条、第 118条	—	—	—	—	—	
7.1 7.2.1 7.2.2 7.5 8.2.3	原子力QMS 業務の計画お よび実施要領	原子力検査 室長 （原子力考 査室）	原考 6 - 1	—	—	—	—	—	—	
		原子力品質 保証室長 （原子力品質 保証室）	原品 7 - 1	—	—	—	—	—	—	

- ② 発電所品質保証計画書
- ③ 要領、要項、手引等の手順書
- ④ 部門作成文書
- ⑤ 外部文書
- ⑥ 上記①②③④⑤で規定する記録

関連条文・項目	文書名（関連条文）	制定者
5.5.4 組織の内部の情報 の伝達	内部コミュニケーション基本要領（第3条） 条 第6条 第7条	電力事業 本部長
5.6 マネジメントレベ ユ—	マネジメントレビュー基本要領（第3条）	電力事業 本部長
6.1 資源の確保	力量および教育訓練基本要領（第3条） 第117条 第118条	電力事業 本部長
6.2 要員の力量の確保 および教育訓練	—	電力事業 本部長

関連条文・項目	文書名（関連条文）	制定者
5.5.4 組織の内部の情報 の伝達	—	—
5.6 マネジメントレベ ユ—	原子力安全管理監査要領（第3条）	内部監査部 門部長（原 子力監査）
6.1 資源の確保	—	—
6.2 要員の力量の確保 および教育訓練	—	—

関連条文・項目	文書名（関連条文）	制定者
5.1 経営責任者の原子 力の安全のためのリーダ シップ	—	—
5.5.4 組織の内部の情報 の伝達	—	—
5.6 マネジメントレベ ユ—	—	—
6.1 資源の確保	—	—
6.2 要員の力量の確保 および教育訓練	—	—

赤字：設備、運用等の相違 (実質的な相違あり)  
 線字：記載整理、記載箇所、名称等の相違 (実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等)  
 下線：島根変更前 (旧条文) からの変更箇所  
 〇〇：修正申請 (2023.1.31) からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)		柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
保安規定 第3条の 記載項目 7.1 7.5	二次文書名	承認者 (管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	関連条文・項目	文書名 (関連条文)	制定者
	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条～第79条、第85条、第88条、第89条、第90条	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	電源事業本部保安業務要領 (第78条、第81条、第84条の2、第86条) 原子炉施設の定期的な評価基本要領 (第106条の6)	電源事業本部長 (原子力管理) 電源事業本部長
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条～第21条、第23条、第25条～第27条、第35条、第70条、第73条～第75条、第80条～第84条、第86条、第88条の2	燃料管理要領 (第78条から第84条の2)	島根原子力発電所 所長	島根原子力発電所 所長
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第87条～第91条	放射性廃棄物管理要領 (第88条から第89条)	島根原子力発電所 所長	島根原子力発電所 所長
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第92条～第106条	放射線管理要領 (第90条から第104条)	島根原子力発電所 所長	島根原子力発電所 所長
7.1 7.5	原子力QMS 係業務運用要領	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第11条の2、第19条、第22条、第24条、第27条、第30条～第32条、第37条、第39条、第41条～第44条、第47条、第49条～第53条、第56条、第57条、第59条、第62条、第66条、第73条～第75条、第91条、第103条、第107条～第109条の6	緊急時の措置要領 (第17条の2から第17条の9、第107条から第116条、第120条) 火災迎撃計画 (第17条)	緊急時の措置要領 (第17条の2から第17条の9、第107条から第116条、第120条) 火災迎撃計画 (第17条)	島根原子力発電所 所長 島根原子力発電所 所長
	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原7-6	第12条、第108条、第116条、第120条	原子力安全文化育成・維持基本要領 (第2条の2、第3条)	原子力安全文化育成・維持基本要領 (第2条の2、第3条)	電源事業本部長
	原子力QMS 安全管理要領	実施部門の品質マネジメント責任者	原品7-2	第2条の2	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (つづき)		
					原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書		
原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書					原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書		原子力安全監理部門 を設置することに伴 って記載を追加
関連条文・項目		文書名 (関連条文)		制定者			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

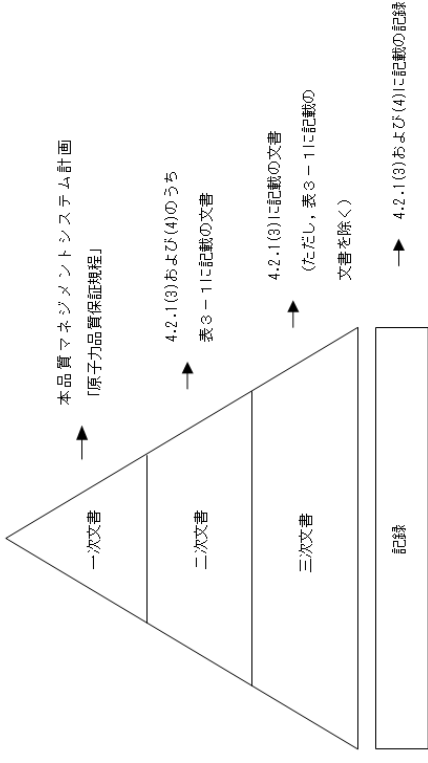
赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加
7.2.3	原子力QMS外部コミュニケーション要領	原子力部長(原子力部)	原7-8	-	原子力安全監理部部長	
7.3	原子力QMS設計・開発要領	原子力部長(原子力部)	原7-9	-		
7.4	原子力QMS調達管理要領	原子力部長(原子力部)	原7-10	-		
7.6	原子力QMS監視機器および測定機器の管理要領	原子力部長(原子力部)	原7-11	-		
8.2.1	原子力QMS原子力安全達成状況に係る外部の情報監視要領	原子力品質保証部長(原子力品質保証室)	原品8-1	-		
8.2.2	原子力QMS内部監査要領※1	原子力検査室長(原子力検査室)	原考8-1	-		
8.2.3	原子力QMSプロセスの監視および測定要領	原子力品質保証部長(原子力品質保証室)	原品8-2	-		
8.2.3 8.3 8.5.2 8.5.3	原子力QMS改善措置活動要領※1	原子力品質保証部長(原子力品質保証室)	原品8-3	-		
8.2.4	原子力QMS検査および試験要領	原子力部長(原子力部)	原8-1	-		
8.4	原子力QMSデータの分析要領	原子力品質保証部長(原子力品質保証室)	原品8-4	第10条		
原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書						
関連事項・項目		文書名(関連条文)		制定者		
8.4 データの分析および評価		原子力安全管理監査要領(第3条)		内閣監査部部長(原子力監査)		
原子力品質保証規程および原子力安全監視評価細則の二次文書						
関連事項・項目		文書名(関連条文)		制定者		
8.4 データの分析および評価		原子力安全管理監査要領(第3条)		内閣監査部部長(原子力監査)		

※1：品管規則の要求事項に基づき作成する文書を表す。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																															
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>7.2.3 組織の外側の者との情報の伝達等                  7.3 設備の管理                  7.4 調査                  7.5.5 調査物品の管理                  8.2.1 組織の外側の者の意見                  8.4 データの分析および評価</p> <p>原子力安全監視評価要領（第3条）</p> <p>原子力安全監理部門長</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>																																															
<p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>  <p>本品質マネジメントシステム計画「原子力品質保証規程」</p> <p>4.2.1(3)および(4)のうち表3-1に記載の文書</p> <p>4.2.1(3)に記載の文書（ただし、表3-1に記載の文書を除く）</p> <p>→ 4.2.1(3)および(4)に記載の記録</p>	<p>（4）品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <p>原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書</p> <table border="1" data-bbox="924 1240 1197 2033"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td>文書・記録管理基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td>不適合等管理基本要領（第3条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書</p> <table border="1" data-bbox="1323 1240 1638 2033"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力安全管理監査要領（第3条）</td> <td>内部監査部門部長（原子力監査）</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>原子力品質保証規程および原子力安全管理監視評価細則の二次文書</p> <table border="1" data-bbox="1764 1240 1911 2033"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理	文書・記録管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	4.2.4 記録の管理			8.3 不適合の管理			8.5.2 是正処置等	不適合等管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	8.5.3 未然防止処置			関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理			4.2.4 記録の管理			8.2.2 内部監査	原子力安全管理監査要領（第3条）	内部監査部門部長（原子力監査）	8.3 不適合の管理			8.5.2 是正処置等			8.5.3 未然防止処置			関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理			4.2.4 記録の管理		
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																															
4.2.3 文書の管理	文書・記録管理基本要領（第3条）	電源事業本部長																																															
4.2.4 記録の管理																																																	
8.3 不適合の管理																																																	
8.5.2 是正処置等	不適合等管理基本要領（第3条）	電源事業本部長																																															
8.5.3 未然防止処置																																																	
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																															
4.2.3 文書の管理																																																	
4.2.4 記録の管理																																																	
8.2.2 内部監査	原子力安全管理監査要領（第3条）	内部監査部門部長（原子力監査）																																															
8.3 不適合の管理																																																	
8.5.2 是正処置等																																																	
8.5.3 未然防止処置																																																	
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																															
4.2.3 文書の管理																																																	
4.2.4 記録の管理																																																	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程に、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係（図3-1参照）</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行</p>	<p>図2. 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>→ 上記 a), b) 及び d) ②の文書</p> <p>→ 上記 c) 及び d) ①の文書</p> <p>→ 上記 d) ③④⑤の文書</p> <p>→ 上記 e) 及び d) ⑥の記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</p> <p>(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報</p> <p>e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。</p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</p> <p>b) 文書の組織外への流出等の防止</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>→4.2.1(1)、(2)の文書</p> <p>→4.2.1(3)、(4)の表に記載の文書</p> <p>→4.2.1(3)、(4)の文書（ただし、4.2.1(3)、(4)の表に記載の文書を除く）</p> <p>→4.2.1(3)、(4)の文書に基づき作成する記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および「原子力安全監視評価細則」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係（「図3-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案字の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をすにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できていることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a. と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することを行う。）こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように、検索することができるように</p>	<p>c) 4.2.1c)及びd)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるように（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できていることを含む。）</p> <p>a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なくで使用しやすいう状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応</p>	<p>相互関係）参照）</p> <p>4. 2. 3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をすに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4. 2. 1（4）の表の4. 2. 3項に係る文書を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a. と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することを行う。）こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に                      関し、所要の管理の方法を、表3-1に記載の「原子力QM                      S 文書管理・記録管理要領」に定める。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ                      社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責                      任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させる                      とともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務                      を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。                      (2) 品質目標が定められているようにすること。                      (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに                      貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成                      し、維持する取組に参画できる環境を整えていることとい                      う。）。</p> <p>(4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。                      (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保する                      ことの重要性を要員に周知すること。                      (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有す                      ることを、要員に認識させること。                      (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保につ                      いて、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行                      われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視                      社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が                      個別業務等要求事項に適合し、かつ、                      原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにす                      る。</p>	<p>じて管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができ                      とともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。</p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関し                      て必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定                      する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ                      社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任                      を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させると                      ともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行                      うことによって実証する。</p> <p>a) 基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実に                      する。                      b) 品質方針を設定する。                      c) 品質目標が設定されることを確実にする。                      d) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢                      献できるようにすることを確実にする。</p> <p>e) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>f) 資源が使用できることを確実にする。                      g) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原                      子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。                      h) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有すること                      を要員に認識させる。                      i) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保につい                      て、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行わ                      れるようにする。</p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視                      社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対す                      る要求事項に適合し（7.2.1 及び8.2.1 参照）、かつ、原子力安</p>	<p>し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防                      止すること。この場合において、当該文書を保持すると                      きは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する                      こと。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適                      合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する                      記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易                      に内容を把握することができ、かつ、検索することができ                      るように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理す                      る。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および                      廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた4. 2. 1 (4)                      の表の4. 2. 4項に係る文書を作成する。</p> <p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ                      社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責                      任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させる                      とともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務                      を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。                      (2) 品質目標が定められているようにすること。                      (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持すること                      に貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育                      成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることとを                      いう。）。</p> <p><b>(4) 社外からの意見も取り入れながら、安全文化の状態の自                      己評価と監視が行われるようにすること。</b></p> <p>(5) 5. 6. 1 に規定するマネジメントレビューを実施する                      こと。                      (6) 資源が利用できる体制を確保すること。                      (7) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保する</p>	<p>・原子力安全監理部門                      を設置することに伴                      って記載を追加</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記録整理、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<p>全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。</p> <p>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定する。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 基本姿勢を含む組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) b) 参照）を設定されることを確実にする。</p> <p>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>ことの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(8) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有すること。を、要員に認識させること。</p> <p>(9) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5. 2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5. 3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画と</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任および権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、第5条、第9条および第9条の2に定める責任（担</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</p> <p>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割り当て</p> <p>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。</p> <p>a) 外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出</p> <p>b) 原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施</p> <p>別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む。）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p>	<p>して、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること。）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4.2.1(3)の表の5.4.1項に係る文書を確立する。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任および権限の割当て</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を組織（原子力検査室を除く。）の品質マネジメントシステムを管理する責任者、原子力検査室長を内部監査部門の品質マネジメントを管理する責任者（以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。）として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p>	<p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるときにも、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確認すること。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告す</p>	<p>5. 5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任および権限</p> <p>社長は、第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、電源事業本部長を組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、<b>原子力安全監理部門長を原子力安全監理部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</b></p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、本編において「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにつにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的にに行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにつにすること。</p>	<p>る。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1 及び8.2.3 参照）。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</p> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。</p> <p>b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的にに行えるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。</p>	<p>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにつにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>5. 5. 3 管理者</p> <p>(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第4条（保安に関する組織）に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにつにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、（1）の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決定し、実施するため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等</p>	<p>る。</p> <p>(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに基本姿勢、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a) 内部監査の結果</p> <p>b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民</p>	<p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実施するため、4.2.1(3)の表の5.5.4項に係る文書を確立する。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を含む、組織の外部の者の意見を</p> <p>(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p>	<p>の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>c) プロセスの運用状況</p> <p>d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果</p> <p>e) 品質目標の達成状況</p> <p>f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>g) 法令・規制要求事項の遵守状況</p> <p>h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>k) 改善のための提案</p> <p>l) 資源の妥当性</p> <p>m) 保安活動の改善のためにとった措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項</p>	<p>品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果</p> <p>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう（以下、本編において同じ。）。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果、<b>原子力安全監理部門による安全文化の状態の監視・評価の結果</b>ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関</p>	<p>に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施に係る改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供</p> <p>組織は、原子力安全を確保なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、</p>	<p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。）の実効性</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6. 1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を4. 2. 1 (3)の表の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る文書において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じ、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4.1(2)c.を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p>	<p>人的及び組織的側面に関する知識を含める。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じ、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>a) 要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャに関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境に関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</p> <p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置、法令等の遵守、健全な安全文化の</p>	<p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6. 2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1（3）の表の5. 4. 1項および6. 2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、本編において「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいいないもの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p>	<p>育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されないうる発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。</p> <p>(2) 業務の計画（計画を変更する場合を含む。）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g) 参照）。</p> <p>(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画の策定及び変更にあたって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a) と同じ。）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとす。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1 参照）において明確にする。</p> <p>a) 明示されてはいいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求</p>	<p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4.2.1(4)の表の4.2.3項および4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4.1(2) c. を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) (1) および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-1-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」で明確に定め、これを実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を</p>	<p>事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む。）を組織の外部の者へ速やかかつ確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力安全に関連する必要な情報(c)を除く。）を組織の外</p>	<p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合において、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、本編において「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p>	<p>部の者へ確実に提供する方法</p> <p>e) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を含める。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の段階</p> <p>c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</p> <p>d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限</p> <p>e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p>	<p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、本編において「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を加えさせる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	<p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、本編において「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、こ</p>	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1 参照）、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1 参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p>	<p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家に参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、こ</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>れを管理する。</p> <p>7.4 調達                      組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要情報入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>(4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.4 調達                      組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。）を定める。</p>	<p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理                      (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。                      (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。                      (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。                      (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 4 調達                      組織は、4. 2. 1 (3)の表の7. 4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス                      (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。                      (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。                      (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項</p>	<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の力量に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告（偽造品、不正品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達製品に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を調達要求事項に含める。</p> <p>(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p>	<p>する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるときを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべて</p>	<p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」（7.1 参照）に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</p> <p>ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の力量の確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 妥当性の再確認（対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定期間経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p>	<p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7. 5 個別業務の管理</p> <p>7. 5. 1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該結果を含む。）が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8. 2. 3 に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の力量の確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 妥当性の再確認（対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定期間経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>のプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品                      組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理                      組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理                      (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。                      a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正または検証の根拠について</p>	<p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ                      (1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の所有物                      組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の管理                      組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理                      (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。                      a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にト</p>	<p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。                      a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準                      b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法                      c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保                      (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品                      組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理                      (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。                      (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1 (3)の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理                      (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項へ</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>記録する方法）により校正または検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組みべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようなこと（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があること）をいう。</p>	<p>レーザブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保安及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視及び測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。</p> <p>このプロセスには、取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できる</p>	<p>の適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において確立し、実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔（7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組みべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、本編において「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を表3-1に記載</p>	<p>ようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。</p> <p>(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。</p> <p>(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</p> <p>(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監</p>	<p>ス（取り組み改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を4. 2. 1(3)の表の8. 2. 1項に係る文書に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>載の「原子力QMS 内部監査要領」に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実践する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適</p>	<p>査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</p> <p>(7) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</p> <p>(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォロアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる（8.5.2 参照）。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の実施時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</p> <p>(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる（4.1(5)c) 参照）。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画（5.4.2(1)参照）及び業務の計画（7.1(1)参照）で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</p> <p>(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検</p>	<p>び重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4.2.1(4)の表の8.2.2項に係る文書に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行うわせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実践する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記録整理、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほか自主的に、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものを用いる。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員が、第5条に規定する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることを用いる。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要ない力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることを用いる。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることを用いる。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要ない力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることを用いる。）を確保する。</p>	<p>証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。</p> <p>(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする（自主検査等においては必要に応じて応じるものとする）。</p>	<p>ることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることを用いる。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていること）。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに係る「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、本編において「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないうようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合には、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせた観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるもので</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないうような処置（廃棄を含む。）をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること。をいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していること。をいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること。をいう。）を確保する。</p> <p>8. 3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていること。をいう。）。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、4. 2. 1 (4) の表の8. 3 項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないうようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>あることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行う、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動を行う。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行う、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向（8.2.3 及び8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合</p>	<p>影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、4. 2. 1 (3) の表の8. 4 項に係る文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8. 5 改善</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむ。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することを含む。）。</p>	<p>管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。</p> <p>a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</p> <p>i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。</p> <p>①情報の収集、整理</p> <p>②技術的、人的及び組織的側面等の考慮</p> <p>ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。</p> <p>①日常業務のマネジメント</p> <p>②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理</p> <p>iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。</p> <p>b) 必要な処置を決定し実施する。</p> <p>c) とったすべての是正処置の実効性をレビューする。</p> <p>d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとった措置（5.6.2 m）と同じ。）を変更する。</p> <p>e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。</p> <p>g) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報</p>	<p>8. 5. 1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8. 5. 2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

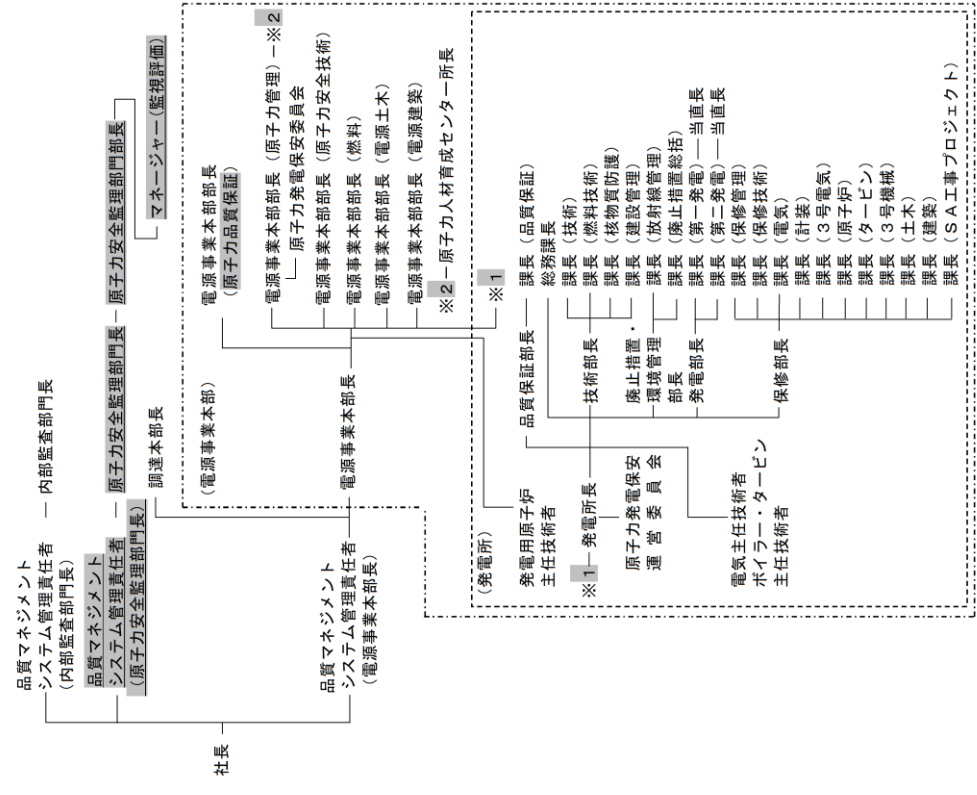
女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p>から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</p> <p>(2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。</p> <p>b) 未然防止処置の必要性を評価する。</p> <p>c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。</p> <p>d) とつたすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</p> <p>e) とつたすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。</p>	<p>力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することを含む。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉  
 第3章 体制および評価  
 第1節 保安管理体制  
 (保安に関する組織)  
 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

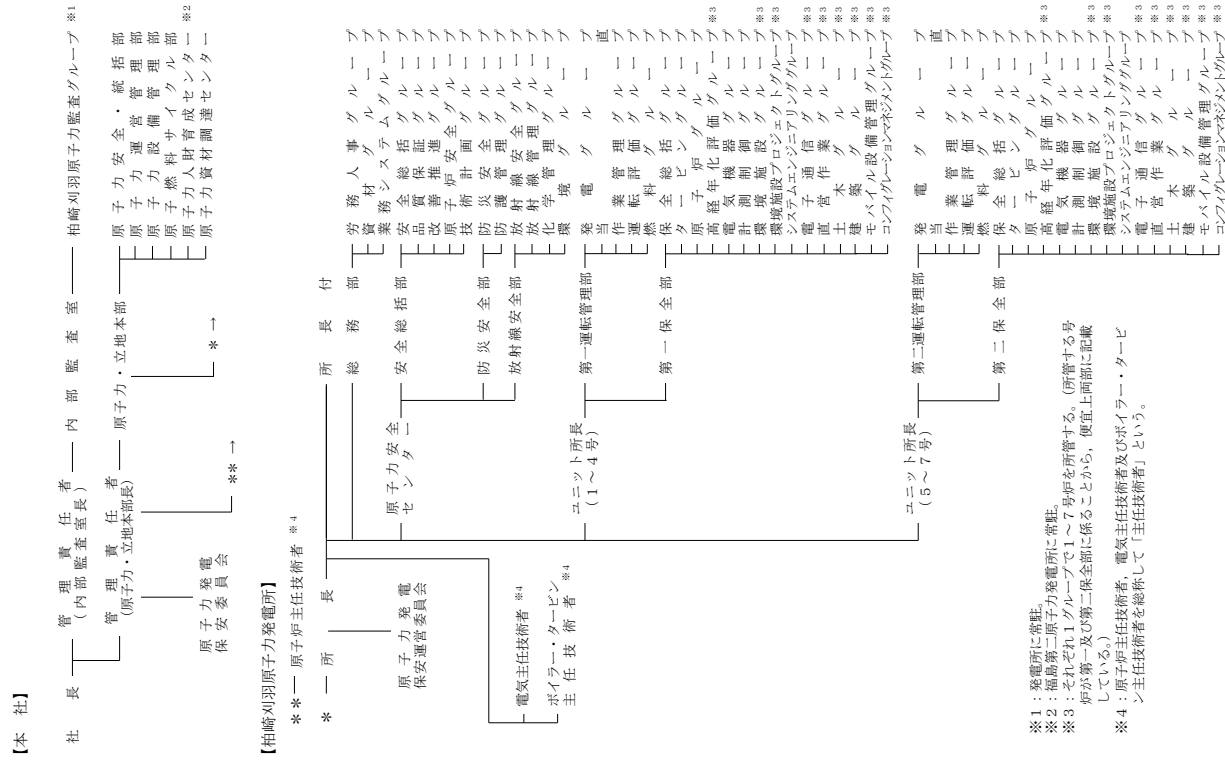
図4 発電所の保安に関する組織



備考

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)  
 第3章 体制および評価  
 第1節 保安管理体制  
 (保安に関する組織)  
 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

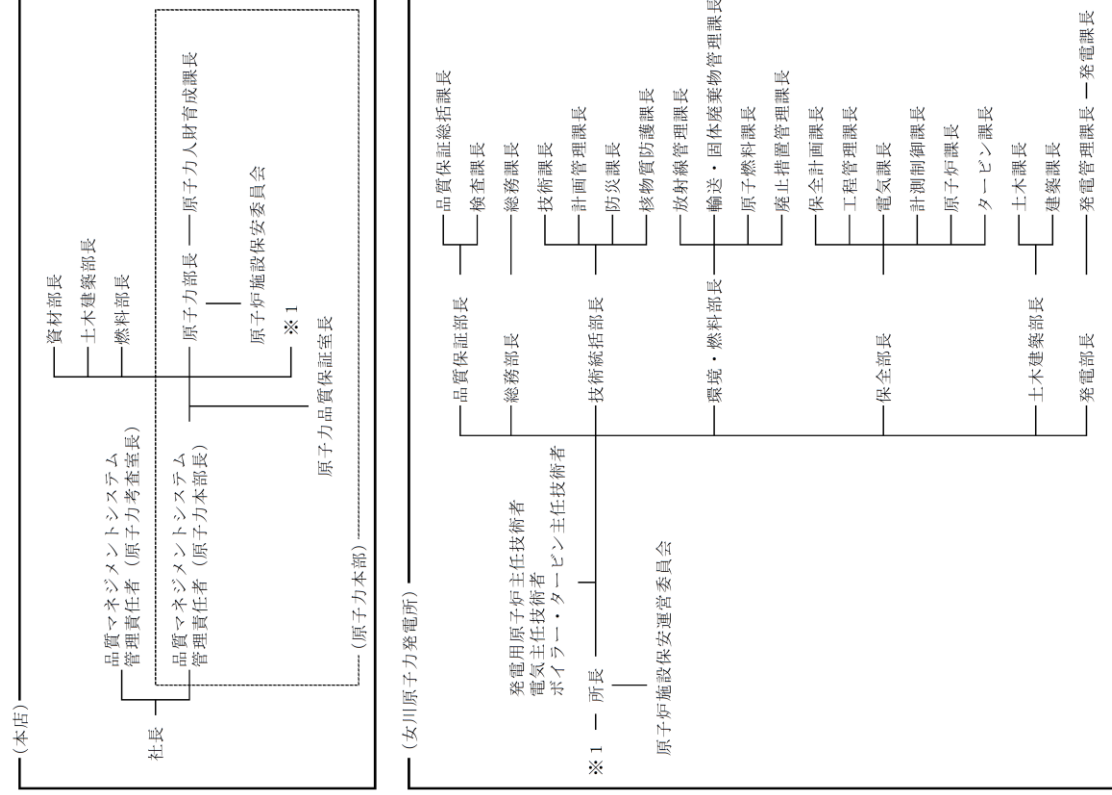
図4 発電所の保安に関する組織



備考

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)  
 第3章 体制および評価  
 第1節 保安管理体制  
 (保安に関する組織)  
 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4 発電所の保安に関する組織



備考

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>（2）原子力検査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>（3）原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を並行して健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>（2）内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を並行して健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する（内部監査室に限る。）。</p> <p>（3）柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>（4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>（1）社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。これには、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置することを含む。</p> <p>（2）電源事業本部長は、品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（3）内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>（4）原子力安全監理部門長は、安全文化の状態の監視・評価業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における安全文化の状態の監視・評価業務を統括する。また、「原子力安全監視評価要領」に基づき、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における健全な安全文化の育成および維持活動の実施状況および実効性評価ならびに次年度活動計画について適宜有識者会議に報告し提言を受</p>	<p>備考</p> <p>・組織構造および役割                  分担の相違</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(9) 原子力人材育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p>	<p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び施設管理に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う（火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む。）。</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人材育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p>	<p>け、有識者会議からの提言を社長へ報告し意見を受けて、それぞれを電源事業本部長に通知する。加えて、原子力安全監理部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(5) 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門および原子力安全監理部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>(8) 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>(11) 電源事業本部長（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(12) 原子力安全監理部門部長は、原子力安全監理部門が実施する安全文化の状態の監視・評価業務を統括する。</p> <p>(13) 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) マネージャー（監視評価）は、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における安全文化の状態の監視・評価に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務および原子炉施設の定期的な評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 防災課長は、火災発生時、内部溢水発生時、火山影響発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、大規模損壊発生時および電源機能等喪失時の体制の整備ならびに緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固</p>	<p>(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(3) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(4) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(5) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全総括グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射線測定に関する業務を行う。</p>	<p>(2) 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 課長（技術）は、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、および大規模損壊発生時の体制の整備ならびに異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(10) 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 課長（核物質防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>(14) 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く。）の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱（原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。</p> <p>(29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p>	<p>(14) 放射線管理グループは、発電所各グループ・プマネージヤ（以下「各GM」とい）が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。</p> <p>(16) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱に関する業務を行う。</p> <p>(19) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保安全業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 保全総括グループは、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る施設管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(26) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p>	<p>(15) 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>(16) 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>(17) 課長（保守管理）は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに火災発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(18) 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>(19) 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(20) 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(21) 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(22) 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(23) 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(24) 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(25) 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(26) 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>(27) 課長（S A工事プロジェクト）は、重大事故対策工事に係る業務を行う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時および大規模損壊発</p>	<p>(30) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(31) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(33) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(35) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備等に係る施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人材育成センター所長及び原子力人材調達センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保安部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保安部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) 各GMIは、グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、</p>	<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 第2項(7)から(27)に定める職位（第2項(16)の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）、当直長および原子力人材育成センター所長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>生時の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(31) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p>	<p>生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(7) グループ員（当直員及び所長付要員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> <p>(37) 発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p>時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)。また、課長（廃止措置総括）は、第2編第127条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(2) 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第1項(13)および第2項(7)から(27)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(3) 電源事業本部部长（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(4) 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	
<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>4. <u>その他関連する組織は</u>、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案法等の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお、<b>原子炉主任技術者は社長が選任する。</b></p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4. 原子炉主任技術者および代行者は、<b>特別管理職とする。</b></p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、<b>第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</b></p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 <b>原子力・立地本部長は、</b>原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者及び代行者は<b>特別管理職とする。</b></p> <p>4. 原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. <b>第4項以外の原子炉主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</b></p> <p>6. <b>第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</b></p> <p>7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（7号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、<b>第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</b></p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 <b>電源事業本部長は、</b>原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) <u>原子炉施設の施設管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>原子炉の運転に関する業務</u></p> <p>(3) <u>原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</u></p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、<u>電源事業本部長の特別管理職または上級管理職とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を行う。</u></p> <p>4. 原子炉主任技術者のうち1名は特別管理職とする。</p> <p>5. <u>原子炉主任技術者は、原子力安全監理部門部長、マネージャー（監視評価）、原子力人材育成センター所長、品質保証部長、または課長（品質保証）のいずれかの職位を兼務することができる。</u></p> <p>6. <u>代行者の職位は、課長以上とする。</u></p> <p>7. <u>原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（2号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常招集可能なエリア外に離れる場合を含む。）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</u></p>	<p>TS-42 原子炉主任技術者の職務の見直しについて</p> <p>先行 PWR の検討プロセスをベースに職位を選定</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に<u>行う</u>ことを任務とし、「<u>原子炉主任技術者の職務等運用要領</u>」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者へ<u>指示する</u>（<u>所長を含む。以下、本条において同じ。</u>）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、<u>所長の承認に先立ち確認する</u>。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条第1項の報告を受けた場合、<u>原子力部長に報告する</u>。</p> <p>(6) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. <u>原子炉主任技術者は</u>、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動の<u>最優先</u>に<u>行う</u>ことを任務とする。</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に<u>行う</u>ことを任務とし、「<u>原子炉主任技術者職務運用マニュアル</u>」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（<u>所長を含む。以下、本条において同じ。</u>）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、<u>第118条及び第119条</u>については、<u>原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し</u>、その他の事項については、<u>所長の承認に先立ち確認する</u>。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) <u>第121条</u>第1項の報告を受けた場合は、<u>自らの責任で確認した正確な情報に基づき</u>、<u>社長に直接報告する</u>。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、<u>定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する</u>。</p> <p>(7) 保安委員会及び<u>運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する</u>。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために<u>必要な職務を誠実に、最優先に</u>行うことを任務とする。</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に<u>行う</u>ことを任務とし、「<u>主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領</u>」に基づき次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、<u>運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する</u>。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、<u>第117条および第118条</u>については、<u>電源事業本部長（原子力管理）の承認に先立ち確認し</u>、その他の事項については、<u>所長の承認に先立ち確認する</u>。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条（報告）第1項に基づき報告を受けた場合、<u>自らの責任において、事態を確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告する</u>。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、<u>定期的および必要に応じて社長へ直接報告する</u>。</p> <p>(7) 保安委員会、<u>保安運営委員会へ出席しなければならない</u>。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. <u>重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な職務を誠実に、最優先に</u>行うことを任務とする。</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表9-1	条文	内容	表9-1	条文	内容	
第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築	第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第8項及び第9項に定める体制の構築	第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築	
第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備（2号炉））	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（2号炉）	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（7号炉）	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（2号炉）	
第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備（2号炉））	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（2号炉）	第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（7号炉）	第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（2号炉）	
第37条（原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値	第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値	第37条（原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値	
第79条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第78条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第77条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	
第83条（燃料の取替実施計画）	燃料取替実施計画	第82条（燃料取替実施計画）	燃料取替実施計画	第81条（燃料の取替実施計画）	燃料取替実施計画	
第93条（管理区域の設定および解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除	第93条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第91条（管理区域の設定および解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除	
第117条（所員への保安教育）	所員の保安教育実施計画	第118条（所員への保安教育）	所員の保安教育実施計画	第117条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	
第118条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員の保安教育実施計画	第119条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員の保安教育実施計画	第118条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

表9-2 女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		表9-2 柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		表9-2 島根原子力発電所 2号炉		備考
条文	内容	条文	内容	条文	内容	
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備(2号炉))	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)	
第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)	
第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻、積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻および積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉))	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)	第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)	
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	成立性の確認訓練の結果(2号炉)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(7号炉)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)	成立性の確認訓練の結果(2号炉)	
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)	
第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	
第35条(原子炉停止時冷却系で崩壊熱除去できる期間)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第35条(残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去ができる期間	
第66条(重大事故等対処設備(2号炉))	要求される代替措置の確認(2号炉)	第66条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(7号炉)	第65条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(2号炉)	
第70条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	第69条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	第68条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	
第74条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第74条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第72条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
	運転上の制限を満足していると判断した場合		運転上の制限を満足していると判断した場合		運転上の制限を満足していると判断した場合	
	運転上の制限を満足していないと判断した時点の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰		運転上の制限を満足していないと判断した時点の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰		運転上の制限を満足していないと判断した時点の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
第75条（予防保全を目的とした保安作業を実施する場合）	必要な安全措置	第74条（予防保全を目的とした保安作業を実施する場合）	必要な安全措置	第73条（予防保全を目的とした保安作業を実施する場合）	必要な安全措置	
第77条（異常発生時の基本的な対応）	運転上の制限外から復帰している場合 異常が発生した場合の原因調査および対応措置	第76条（異常発生時の基本的な対応）	運転上の制限外から復帰している場合 異常が発生した場合の原因調査および対応措置	第75条（異常発生時の基本的な対応）	運転上の制限外から復帰している場合 異常が発生した場合の原因調査および対応措置	
第78条（異常時の取束）	第77条第1項の異常の取束	第77条（異常時の措置）	異常の取束	第76条（異常時の措置）	異常の取束	
第83条（燃料の取替実施計画）	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第82条（燃料取替実施計画）	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第81条（燃料の取替実施計画）	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	
第120条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合 第77条第1項または第2項に定める異常が発生した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	第120条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合に異常が認められた場合 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。） 第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表9-3 女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	表9-3 島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>表9-3 表9-3</p> <p>1. 運転日誌</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱出力</li> <li>炉心の中性子束密度</li> <li>炉心の温度</li> <li>冷却材入口温度</li> <li>冷却材出口温度</li> <li>冷却材圧力</li> <li>冷却材流量</li> <li>制御棒位置</li> <li>再結合装置内の温度</li> <li>原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量</li> </ul> <p>2. 燃料に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉内における燃料体の配置</li> <li>使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</li> <li>使用済燃料の払出し時における放射能の量</li> <li>燃料体の形状または性状に関する検査の結果</li> </ul> <p>3. 点検報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始前の点検結果</li> <li>運転停止後の点検結果</li> </ul> <p>4. 引継日誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</li> <li>管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の表面の放射性物質の密度</li> <li>放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名</li> </ul>	<p>表9-3 表9-3</p> <p>1. 運転日誌</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱出力</li> <li>炉心の中性子束密度</li> <li>炉心の温度</li> <li>冷却材入口温度</li> <li>冷却材出口温度</li> <li>冷却材圧力</li> <li>冷却材流量</li> <li>制御棒位置</li> <li>再結合装置内の温度</li> <li>原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量</li> </ul> <p>2. 燃料に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉内における燃料体の配置</li> <li>使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</li> <li>使用済燃料の払出し時における放射能の量</li> <li>燃料体の形状または性状に関する検査の結果</li> </ul> <p>3. 点検報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始前の点検結果</li> <li>運転停止後の点検結果</li> </ul> <p>4. 引継日誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</li> <li>管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の表面の放射性物質の密度</li> <li>放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および除去を行った場合には、その状況</li> </ul>	<p>表9-3 表9-3</p> <p>1. 運転日誌</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱出力</li> <li>炉心の中性子束密度</li> <li>炉心の温度</li> <li>冷却材入口温度</li> <li>冷却材出口温度</li> <li>冷却材圧力</li> <li>冷却材流量</li> <li>再結合装置内の温度</li> <li>原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量</li> </ul> <p>2. 制御材の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制御棒の位置</li> </ul> <p>3. 燃料に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉内における燃料体の配置</li> <li>使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</li> <li>使用済燃料の払出し時における放射能の量</li> <li>燃料体の形状または性状に関する検査の結果</li> </ul> <p>4. 点検報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始前の点検結果</li> <li>運転停止後の点検結果</li> </ul> <p>5. 引継日誌</p> <p>6. 放射線管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</li> <li>管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の表面の放射性物質の密度</li> <li>放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況</li> </ul>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間について平均濃度</li> <li>廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合および比重ならびにその廃棄の場所および方法</li> <li>放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</li> <li>発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</li> </ul> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</li> <li>廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合および比重並びにその廃棄の場所及び方法</li> <li>放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</li> <li>発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</li> </ul> <p>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>	<p>7. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</li> <li>廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合は当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</li> <li>放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</li> <li>発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類およびその運搬の経路</li> </ul> <p>8. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>9. 保安教育の実施報告</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なし</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第202条の2 社長は、第202条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。</p> <p>2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力QMS 安全管理要項」を定める。</p> <p>3. 原子力本部長および原子力審査室長は、第2項に定める要項に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の社長の方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を、年度毎に策定する。</p> <p>(2) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>4. 第204条の保安に関する組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識定着に係る活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第123条 第122条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を行ったため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化育成・維持基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</p> <p>(4) <u>原子力安全監理部門長は、「原子力安全監視評価細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</u></p> <p>(5) 第126条(保安に関する組織)に定める組織(内部監査部門および<u>原子力安全監理部門</u>を除く。)は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化育成・維持基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(6) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(7) <u>原子力安全監理部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全監視評価細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p>(8) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映す</p>	<p>・主語、記載表現および文構成の相違であり実質的な相違なし</p> <p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って、原子力安全監理部門長等の関係法令および保安規定の遵守に関する職務についての記載を追加</p>

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>る。</p> <p>(9) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p>(10) 原子力安全監理部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
なし	<p>なし</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>（安全文化の育成および維持）                      第124条 第122条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために、健全な安全文化に関する原子力事業者の責務として以下のとおり表明する。                      （1）社長は、当社のトップとして、社外からの意見も取り入れながら、安全文化の状態の自己評価と監視に取り組み、保安活動に携わるすべての人の「常に問いかける姿勢」、「報告する文化」をはじめとする安全文化について、絶えず育成し、および維持する。</p>	<p>TS-87 原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しについて【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全文化の育成および維持に関して、明示する。</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品管規則に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p> <p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条および第307条において同じ。）。</p>	<p>—</p>	<p>第2章 品質保証</p> <p>（品質マネジメントシステム計画）</p> <p>第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品管規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア</p> <p>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会</p> <p>国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条および第173条において同じ。）。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第204条に定める組織（以下、本編において「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。）。</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第126条（保安に関する組織）に示す部門（第126条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることという。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことという。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさという。）</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上</p>	
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、本編において「関係法令」という。）を明確に認識し品質マネジメント文書に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表203-1に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図203-1に明確に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下、本編において「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、本編において「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように</p>	<p>慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4. 2. 1 (2)、(3) および(4)の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図125-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるよ</p>	<p>慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4. 2. 1 (2)、(3) および(4)の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図125-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるよ</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していること。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、本編において「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>		<p>うにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していること。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査、監視・評価および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	備考												
<p>安全管理プロセス                  経営責任者等の責任 (5 参照 (5.1.4)を除く)</p> <p>業務の計画および実施プロセス                  個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施 (7. 参照)</p> <p>評価プロセス                  組織の外部の者の意見、プロセスの監視測定、機器等の検査等、データの分析および評価 (8.2.1、8.2.3、8.2.4、8.4 参照)</p> <p>改善プロセス                  不適合の管理、改善 (8.3、8.5 参照)</p>	<p>安全管理プロセス                  経営責任者の原子力の安全のためのリタスキング (5.1を参照)</p> <p>文書・記録管理プロセス                  品質マネジメントシステムの文書化 (4.2 参照)</p> <p>評価プロセス                  内部監査 (8.2.2 参照)</p> <p>資源の運用管理プロセス                  資源の確保 (6.1 参照)                  要員の力量の確保および教育訓練 (6.2 参照)</p>	<p>安全管理プロセス                  経営責任者等の責任 (5. 参照)</p> <p>業務の計画および実施プロセス                  個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施 (7. 参照)</p> <p>評価プロセス                  組織の外部の者の意見、プロセスの監視測定、機器等の検査等、データの分析および評価 (8.2.1、8.2.3、8.2.4、8.4 参照)</p> <p>改善プロセス                  不適合の管理、改善 (8.3、8.5 参照)</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>												
<p>図 125-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>品質マネジメントシステム文書体系を「図 2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標                  (2) 品質マニュアル</p> <p>品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1260 142 1575 1038"> <thead> <tr> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本品質マネジメントシステム計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程 (第 125 条)</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則 (第 125 条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則 (第 125 条)</td> <td>内部監査部門長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全監視評価細則 (第 125 条)</td> <td>原子力安全監理部門長</td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名 (関連条文)	制定者	本品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程 (第 125 条)	社長	原子力品質保証細則 (第 125 条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則 (第 125 条)	内部監査部門長	原子力安全監視評価細則 (第 125 条)	原子力安全監理部門長	<p>図 203-1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図 203-2 に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標                  (2) 品質マニュアル</p> <p>本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程</p>	<p>図 203-1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図 203-2 に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標                  (2) 品質マニュアル</p> <p>本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程</p>	<p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>a. 表 203-1 に示す二次文書</p>
一次文書名 (関連条文)	制定者														
本品質マネジメントシステム計画	社長														
原子力品質保証規程 (第 125 条)	社長														
原子力品質保証細則 (第 125 条)	電源事業本部長														
原子力安全管理監査細則 (第 125 条)	内部監査部門長														
原子力安全監視評価細則 (第 125 条)	原子力安全監理部門長														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考																																																																												
<p>b. 表203-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント                      ト文書                      (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表203-1に示す品質マネジメント文書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下、本編において「手順書等」という。）</p>		<p>原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1 品質目標</td> <td>監視測定および分析基本要領（第125条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>5.5.1 責任および権限</td> <td>主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（第130条 第131条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>5.5.4 組織の内部の情報</td> <td>内部コミュニケーション基本要領（第125条 第128条 第129条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>5.6 マネジメントレビュー</td> <td>マネジメントレビュー基本要領（第125条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の確保</td> <td>力量および教育訓練基本要領（第125条 第187条 第188条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	5.4.1 品質目標	監視測定および分析基本要領（第125条）	電源事業本部長	5.5.1 責任および権限	主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（第130条 第131条）	電源事業本部長	5.5.4 組織の内部の情報	内部コミュニケーション基本要領（第125条 第128条 第129条）	電源事業本部長	5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー基本要領（第125条）	電源事業本部長	6.1 資源の確保	力量および教育訓練基本要領（第125条 第187条 第188条）	電源事業本部長	6.2 要員の力量の確保および教育訓練			<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>																																																							
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																																														
5.4.1 品質目標	監視測定および分析基本要領（第125条）	電源事業本部長																																																																														
5.5.1 責任および権限	主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（第130条 第131条）	電源事業本部長																																																																														
5.5.4 組織の内部の情報	内部コミュニケーション基本要領（第125条 第128条 第129条）	電源事業本部長																																																																														
5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー基本要領（第125条）	電源事業本部長																																																																														
6.1 資源の確保	力量および教育訓練基本要領（第125条 第187条 第188条）	電源事業本部長																																																																														
6.2 要員の力量の確保および教育訓練																																																																																
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>		<p>原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.4 組織の内部の情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6 マネジメントレビュー</td> <td>原子力安全管理監査要領（第125条）</td> <td>内務監査部門部長（原子力監査）</td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	5.5.4 組織の内部の情報			5.6 マネジメントレビュー	原子力安全管理監査要領（第125条）	内務監査部門部長（原子力監査）	6.1 資源の確保			6.2 要員の力量の確保および教育訓練																																																																
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																																														
5.5.4 組織の内部の情報																																																																																
5.6 マネジメントレビュー	原子力安全管理監査要領（第125条）	内務監査部門部長（原子力監査）																																																																														
6.1 資源の確保																																																																																
6.2 要員の力量の確保および教育訓練																																																																																
<p>表203-1 一次・二次文書一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定第203条の記載項目</th> <th>一次文書名</th> <th>承認者（管理箇所）</th> <th>文書番号</th> <th>第203条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全項目</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>社長（原子力品質保証室）</td> <td>原品-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保安規定第203条の記載項目</td> <td>二次文書名</td> <td>承認者（管理箇所）</td> <td>文書番号</td> <td>第203条以外の関連条文</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>原子力QMS品質に係る重要度分類要領</td> <td>原子力部長（原子力部）</td> <td>原4-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>原子力QMSプロセス適用要領</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品4-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.2.3 4.2.4</td> <td>原子力QMS文書管理・記録管理要領※1</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品4-2</td> <td>第319条</td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>原子力QMS品質方針管理要領</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品5-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>原子力QMS品質目標管理要領</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品5-2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.5.1</td> <td>原子力QMS責任および権限要領</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品5-3</td> <td>第205条、第208条、第209条</td> </tr> <tr> <td>5.5.2</td> <td>原子力QMS情報取扱要領</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品5-4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>原子力QMS内部コミュニケーション要領</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品5-5</td> <td>第206条、第207条</td> </tr> <tr> <td>5.6</td> <td>原子力QMSマネジメントレビュー要領</td> <td>原子力品質保証室長（原子力品質保証室）</td> <td>原品5-6</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		保安規定第203条の記載項目	一次文書名	承認者（管理箇所）	文書番号	第203条以外の関連条文	全項目	原子力品質保証規程	社長（原子力品質保証室）	原品-1	-	保安規定第203条の記載項目	二次文書名	承認者（管理箇所）	文書番号	第203条以外の関連条文	4.1	原子力QMS品質に係る重要度分類要領	原子力部長（原子力部）	原4-1	-	4.1	原子力QMSプロセス適用要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品4-1	-	4.2.3 4.2.4	原子力QMS文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品4-2	第319条	5.3	原子力QMS品質方針管理要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-1	-	5.4.1	原子力QMS品質目標管理要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-2	-	5.5.1	原子力QMS責任および権限要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-3	第205条、第208条、第209条	5.5.2	原子力QMS情報取扱要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-4	-	5.5.4	原子力QMS内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-5	第206条、第207条	5.6	原子力QMSマネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-6	-	<p>原子力品質保証規程および原子力安全監視評価細則の二次文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.4 組織の内部の情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6 マネジメントレビュー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			5.5.4 組織の内部の情報			5.6 マネジメントレビュー			6.1 資源の確保			6.2 要員の力量の確保および教育訓練		
保安規定第203条の記載項目	一次文書名	承認者（管理箇所）	文書番号	第203条以外の関連条文																																																																												
全項目	原子力品質保証規程	社長（原子力品質保証室）	原品-1	-																																																																												
保安規定第203条の記載項目	二次文書名	承認者（管理箇所）	文書番号	第203条以外の関連条文																																																																												
4.1	原子力QMS品質に係る重要度分類要領	原子力部長（原子力部）	原4-1	-																																																																												
4.1	原子力QMSプロセス適用要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品4-1	-																																																																												
4.2.3 4.2.4	原子力QMS文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品4-2	第319条																																																																												
5.3	原子力QMS品質方針管理要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-1	-																																																																												
5.4.1	原子力QMS品質目標管理要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-2	-																																																																												
5.5.1	原子力QMS責任および権限要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-3	第205条、第208条、第209条																																																																												
5.5.2	原子力QMS情報取扱要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-4	-																																																																												
5.5.4	原子力QMS内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-5	第206条、第207条																																																																												
5.6	原子力QMSマネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長（原子力品質保証室）	原品5-6	-																																																																												
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																																																														
5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ																																																																																
5.5.4 組織の内部の情報																																																																																
5.6 マネジメントレビュー																																																																																
6.1 資源の確保																																																																																
6.2 要員の力量の確保および教育訓練																																																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
保安規定 第203 条の記載 項目	6.2	二次文書名 原子力QMS 力量、教育・訓 練および認識 要領	承認者（管理 箇所） 原子力部長 （原子力部）	文書番号 原6-1	第203条以外 の関連条文 第317条、第 318条	原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書
	7.1 7.2.1 7.2.2 7.5 8.2.3	原子力QMS 内部監査員の 力量、教育・訓 練および認識 要領	原子力検査 室長 （原子力考 査室）	原考6- 1	—	
7.1 7.5	原子力QMS 業務の計画お よび実施要領	原子力品質 保証室長 （原子力品 質保証室）	原品7- 1	—	—	
	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 （原子力部）	原7-1	第212条 ～第217条の9、 第254条、第 273条～第 274条、第 276条、第288 条、第289条～第 290条	島根原子力発電 所長	
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 （原子力部）	原7-2	第216条、 第280条、第281 条、第286条、 第288条の2、 第287条～第 291条	島根原子力発電 所長	
	原子力QMS 放射性廃棄物 管理要領	原子力部長 （原子力部）	原7-3	第292条～第 306条	島根原子力発電 所長	
	原子力QMS 放射線管理要 領	原子力部長 （原子力部）	原7-4		島根原子力発電 所長	
原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書						
		関連事項・項目	文書名（関連条文）	制定者		
		7.1 個別業務必要プロセスの計画	原子力安全管理監査要領（第123条、第124条、第125条）	内閣監査部 長（原子力監査）		
原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書						
		関連事項・項目	文書名（関連条文）	制定者		
		7.1 個別業務必要プロセスの計画	原子力安全管理監査要領（第123条、第125条）	原子力安全監理 部 部長	・原子力安全監理部門 を設置することに伴 って記載を追加	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
保安規定第203条の記載項目	二次文書名	承認者（管理箇所）	文書番号	第203条以外の関連条文	原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書	・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加	
7.1 7.5	原子力QMS 保守業務運用要領	原子力部長 （原子力部）	原7-5	第273条、第274条、第291条、第303条、第307条～第307条の5	関連条項・項目 7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等		制定者 電源事業本部長
	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 （原子力部）	原7-6	第308条～第316条、第320条	7.3 設計・開発 設計・開発管理基本要領（第125条） 文書・記録管理基本要領（第125条）		電源事業本部長
	原子力QMS 廃止措置管理要領	原子力部長 （原子力部）	原7-12	第218条～第220条	7.4 調達 調達管理基本要領（第125条）		電源事業本部長
	原子力QMS 安全文化管理要領	実施部門の品質マネジメントマネージャー管理責任者	原7-10	第202条の2	7.5.5 調達物品の管理 外部コミュニケーション基本要領（第125条）		電源事業本部長
7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 （原子力部）	原7-8	—	8.2.1 組織の外部の者の意見 監視測定および分析基本要領（第125条）		電源事業本部長
7.3	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 （原子力部）	原7-9	—	測定 不適合等管理基本要領（第125条）		電源事業本部長
7.4	原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 （原子力部）	原7-10	—	8.2.4 機器等の検査等 検査管理要領（第125条、第173条の4、第173条の5）		島根原子力発電所 所長
7.6	原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領	原子力部長 （原子力部）	原7-11	—	8.4 データの分析および評価 監視測定および分析基本要領（第125条）		電源事業本部長
8.2.1	原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領	原子力品質保証室長 （原子力品質保証室）	原8-1	—	原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書		
8.2.2	原子力QMS 内部監査要領※1	原子力検査室長 （原子力検査室）	原8-1	—	関連条項・項目 8.4 データの分析および評価 原子力安全管理監査要領（第125条）		制定者 内部監査部門 長（原子力監査）
8.2.3	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 （原子力品質保証室）	原8-2	—	原子力品質保証規程および原子力安全監視評価細則の二次文書		
8.2.3 8.3 8.5.2 8.5.3	原子力QMS 改善措置活動要領※1	原子力品質保証室長 （原子力品質保証室）	原8-3	—	関連条項・項目 7.2.3 組織の外部的者との情報の伝達等 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.5.5 調達物品の管理 8.2.1 組織の外部的者の意見 8.4 データの分析および評価		制定者 原子力安全監理 部門長
8.2.4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 （原子力部）	原8-1	—			
8.4	原子力QMS データの分析要領	原子力品質保証室長 （原子力品質保証室）	原8-4	—			

※1：品質保証の要求事項に基づき作成する文書を表す。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載差、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
		<p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）                  このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <p><u>原子力品質保証規程および原子力品質保証細則の二次文書</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td>文書・記録管理基本要領（第125条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td>不適合等管理基本要領（第125条）</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>原子力品質保証規程および原子力安全管理監査細則の二次文書</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力安全管理監査要領（第125条）</td> <td>内部監査部門部長（原子力監査）</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理	文書・記録管理基本要領（第125条）	電源事業本部長	4.2.4 記録の管理			8.3 不適合の管理			8.5.2 是正処置等	不適合等管理基本要領（第125条）	電源事業本部長	8.5.3 未然防止処置			関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理			4.2.4 記録の管理			8.2.2 内部監査	原子力安全管理監査要領（第125条）	内部監査部門部長（原子力監査）	8.3 不適合の管理			8.5.2 是正処置等			8.5.3 未然防止処置			<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																								
4.2.3 文書の管理	文書・記録管理基本要領（第125条）	電源事業本部長																																								
4.2.4 記録の管理																																										
8.3 不適合の管理																																										
8.5.2 是正処置等	不適合等管理基本要領（第125条）	電源事業本部長																																								
8.5.3 未然防止処置																																										
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																								
4.2.3 文書の管理																																										
4.2.4 記録の管理																																										
8.2.2 内部監査	原子力安全管理監査要領（第125条）	内部監査部門部長（原子力監査）																																								
8.3 不適合の管理																																										
8.5.2 是正処置等																																										
8.5.3 未然防止処置																																										
		<p><u>原子力品質保証規程および原子力安全監視評価細則の二次文書</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条項・項目</th> <th>文書名（関連条文）</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 未然防止処置</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者	4.2.3 文書の管理			4.2.4 記録の管理			8.3 不適合の管理			8.5.2 是正処置等			8.5.3 未然防止処置																								
関連条項・項目	文書名（関連条文）	制定者																																								
4.2.3 文書の管理																																										
4.2.4 記録の管理																																										
8.3 不適合の管理																																										
8.5.2 是正処置等																																										
8.5.3 未然防止処置																																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>図203-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>品質マネジメントシステム計画 「原子力品質保証規程」</p> <p>一次文書</p> <p>二次文書</p> <p>三次文書</p> <p>記録</p> <p>4.2.1(3)および(4)のうち 表203-1に記載の文書</p> <p>4.2.1(3)に記載の文書 (ただし、表203-1に記載の 文書を除く)</p> <p>→ 4.2.1(3)および(4)に記載の記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程に、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項                  (2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項                  (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲                  (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報                  (5) プロセスの相互の関係（図203-1参照）</p> <p>4.2.3 文書の管理                  (1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。                  a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止                  b. 文書の組織外への流出等の防止                  c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持                  (2) 組織は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品</p>	<p>図125-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>方針 および目標 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p> <p>→4.2.1(1)、(2)の文書</p> <p>→4.2.1(3)、(4)の表に記載の文書</p> <p>→4.2.1(3)、(4)の文書 (ただし、4.2.1(3)、(4)の 表に記載の文書を除く)</p> <p>→4.2.1(3)、(4)の文書に 基づき作成する記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および「<u>原子力安全監視評価細則</u>」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項                  (2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項                  (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲                  (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報                  (5) プロセスの相互の関係                  (「<u>図125-1</u> 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照)</p> <p>4.2.3 文書の管理                  (1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。                  a. 組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止                  b. 文書の組織外への流出等の防止                  c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持                  (2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な</p>	<p>・原子力安全監理部門                  を設置することに伴                  って記載を追加</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本体の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する事項を定めた表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認をいう。）こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第204条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>	<p>品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する事項を定めた表4.2.1(4)の表の4.2.3項に係る文書を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、改訂の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができること、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を、表203-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定める。</p>	<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができること、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた4.2.1(4)の表の4.2.4項に係る文書を作成する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ                  社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。                  (2) 品質目標が定められているようにすること。                  (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することにより貢献できること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。）。</p> <p>(4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。                  (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。                  (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。                  (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視                  社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針                  社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指して設定していること。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ                  社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。                  (2) 品質目標が定められているようにすること。                  (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することにより貢献できること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。）。</p> <p><b>(4) 社外からの意見も取り入れながら、安全文化の状態の自己評価と監視が行われるようにすること。</b></p> <p>(5) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(6) 資源が利用できる体制を確保すること。                  (7) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。                  (8) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。                  (9) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視                  社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針                  社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、</p>	<p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p>a. 実施事項</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること。）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4.2.1（3）の表の5.4.1項に係る文書を確立する。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合に</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任および権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、第205条、第209条に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を組織（原子力検査室を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力検査室長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されるようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p>	<p>において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任および権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、第127条（保安に関する職務）および第131条（廃止措置主任者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、電源事業本部長を組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、<b>原子力安全監理部門長を原子力安全監理部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</b></p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されるようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、本編において「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質</p>	<p>5. 5. 3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第126条（保安に関する組織）に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本体等の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達                      (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表203-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー                      5.6.1 一般                      (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、マネジメントレビューをあらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報                      組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。                      (1) 内部監査の結果                      (2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見                      (3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）                      (4) 使用前事業者検査および自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織</p>	<p>に当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達                      (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、4.2.1(3)の表の5.5.4項に係る文書を確立する。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー                      5.6.1 一般                      社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報                      組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。                      (1) 内部監査の結果                      (2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見                      (3) プロセスの運用状況（JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）                      (4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認</p>	<p>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。○（以下、本編において同じ。）○。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果、<b>原子力安全監理部門による安全文化の状態の監視・評価の結果</b>ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野</p>	<p>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。○（以下、本編において同じ。）○。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果、<b>原子力安全監理部門による安全文化の状態の監視・評価の結果</b>ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みむことを含む。）の実効性</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野</p>	<p>・原子力安全監理部門を設置することに伴って記載を追加</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、力量が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表203-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用すること）</p>	<p>が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6. 1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を4. 2. 1 (3)の表の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る文書において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6. 2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1 (3)の表の5. 4. 1項および6. 2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用すること）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>とを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c.を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務計画の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、本編において「合否判定基準」とい</p>	<p>することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4.2.1(4)の表の4.2.3項および4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c.を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の軽微な(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>う。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはしないもの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部</p>	<p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはしないもの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部</p>	<p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはしないもの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表203-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」で明確に定め、これを実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、本編において「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発</p>	<p>の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計</p>	<p>の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報                      (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。                      a. 機能および性能に係る要求事項                      b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの                      c. 関係法令                      d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報                      (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。                      (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。                      (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。                      a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。                      b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。                      c. 合否判定基準を含むものであること。                      d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー                      (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、本編において「設計開発レビュー」という。）を実施する。                      a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。                      b. 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p>	<p>開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報                      (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。                      a. 機能および性能に係る要求事項                      b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの                      c. 関係法令                      d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報                      (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。                      (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。                      (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。                      a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。                      b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。                      c. 合否判定基準を含むものであること。                      d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー                      (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。                      a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。                      b. 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文本構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、本編において「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができないう場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p>	<p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7. 3. 6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができないう場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達                      組織は、表203-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、調達物品等が、自ら規定する調達物品等要求事項に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画に</p>	<p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達                      組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画に</p>	<p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達                      組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画に</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 機字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の方法に</p>	<p>において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</p> <p>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</p> <p>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>7.5 個別業務の実施                      7.5.1 個別業務の管理                      組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。                      (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。                      (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。                      (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。                      (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。                      (5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。                      (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認                      (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。                      (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。                      (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。                      (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。                      a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準                      b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法                      c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む）</p>	<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>7.5 個別業務の実施                      7.5.1 個別業務の管理                      組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。                      (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。                      (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。                      (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。                      (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。                      (5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。                      (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認                      (1) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。                      (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。                      (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。                      a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準                      b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法                      c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む）</p>
<p>方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理                      7.5.1 個別業務の管理                      組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。                      (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。                      (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。                      (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。                      (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。                      (5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。                      (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認                      (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。                      (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。                      (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。                      (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。                      a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準                      b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法                      c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む）</p>	<p>方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理                      7.5.1 個別業務の管理                      組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。                      (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。                      (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。                      (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。                      (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。                      (5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。                      (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認                      (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。                      (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。                      (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。                      (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。                      a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準                      b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法                      c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む）</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：設備整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保                      (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品                      組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001 の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理                      組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理                      (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。                      a. あらかじめ定められた間隔で、または使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が</p>	<p>を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保                      (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品                      組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001 の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理                      (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4.2.1(3)の表の7.5.5項に係る文書を確立する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理                      (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において確立し、実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。                      a. あらかじめ定められた間隔（7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用前に、</p>	<p>を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保                      (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品                      組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001 の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理                      (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4.2.1(3)の表の7.5.5項に係る文書を確立する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理                      (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において確立し、実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。                      a. あらかじめ定められた間隔（7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用前に、</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>存在しない場合）は、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方</p>	<p>計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合）は、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>c. 所要の調整がなされていること。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>e. 取扱、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>法を表203-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、本編において「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選択し、かつ、内部監査実施計画を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査員の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を表203-1に記載の「原子力QMS 内部監査要領」に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>方法を4.2.1(3)の表の8.2.1項に係る文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選択し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、</p> <p>4.2.1(4)の表の8.2.2項に係る文書に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	
<p>8.2.3 プロセスの監視測定</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視測定</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階</p>		<p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第205条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していること）をいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること）をいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第205条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していること）をいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること）をいう。）を確保する。</p>	<p>段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第127条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していること）をいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること）をいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第127条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していること）をいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること）をいう。）を確保する。</p>	
<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていること）をいう。）。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を表203-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務等が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていること）をいう。）。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、4.2.1(4)の表の8.3項に係る文書に定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>（3）組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、本編において「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>（4）組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>（5）組織は、（3）a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>（6）組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価</p> <p>（1）組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表203-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>（2）組織は、（1）のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p>	<p>（3）組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>（4）組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>（5）組織は、（3）a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>（6）組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析および評価</p> <p>（1）組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、4. 2. 1（3）の表の8. 4項に係る文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>（2）組織は、（1）のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組</p>	<p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表203-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することを含む。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表203-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p>組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することを含む。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	備考
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第126条 発電所の保安に関する組織は、<b>図126</b>のとおりとする。</p> <p><b>図126</b></p>	<p>なし</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第204条 発電所の保安に関する組織は、<b>図204</b>のとおりとする。</p> <p><b>図204 発電所の保安に関する組織図</b></p>	<p>・組織構造の相違</p>
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第204条 発電所の保安に関する組織は、<b>図204</b>のとおりとする。</p> <p><b>図204</b></p>	<p>なし</p>	<p>(女川原子力発電所)</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

島根原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力検査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>(3) 原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</p>	<p>なし</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第127条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。これには、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置することを含む。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力安全監理部門長は、安全文化の状態の監視・評価業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における安全文化の状態の監視・評価業務を統括する。また、「原子力安全監視評価要領」に基づき、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における健全な安全文化の育成および維持活動の実施状況および実効性評価ならびに次年度の活動計画について適宜有識者会議に報告し提言を受け、有識者会議からの提言を社長へ報告し意見を受けて、それぞれを電</p>	<p>・組織構造および役割          分担の相違</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)</p> <p>(4) 原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力人材育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)</p>	<p>源事業本部長に通知する。加えて、原子力安全監理部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(5) 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門および原子力安全監理部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>(8) 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務（および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する）を統括する。</p> <p>(9) 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>(11) 電源事業本部長（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>(12) 原子力安全監理部門部長は、原子力安全監理部門が実施する安全文化の状態の監視・評価業務を統括する。</p> <p>(13) 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(14) マネージャー（監視評価）は、保安に関する組織（内部監査部門および原子力安全監理部門を除く。）における安全文化の状態の監視・評価に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>
<p>(5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 廃止措置管理課長は、廃止措置管理の総括および廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(20) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(21) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理および廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(23) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理および廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務を行う。</p>	<p>(4) 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（S A I 工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>(10) 課長（燃料技術）は、燃料の管理および廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(11) 課長（核物質防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 課長（廃止措置総括）は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 課長（第一発電）は、原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(15) 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>(16) 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに<b>火災発生時</b>の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(17) 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち保全計画に関する業務を行う。</p> <p>(18) 課長（電気）は、原子炉施設のうち電気設備の改造工事、保修および廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(19) 課長（計装）は、原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事、保修および廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(20) 課長（原子炉）は、原子炉施設のうち原子炉、放射性廃</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(24) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(25) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く）の施設管理および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(26) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>(31) 第1項(9)および第2項(9)から(29)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. 各職位は、第203条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>棄物処理設備および空調換気設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 課長（タービン）は、原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(22) 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(23) 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 第2項(7)から(23)に定める職位（第2項(15)の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）、当直長および原子力人材育成センター所長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（建設管理）、課長（第二発電）、課長（3号電気）、課長（3号機械）および課長（SAI工事プロジェクト）は、第1編第5条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(2) 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第1項(13)および第2項(7)から(23)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、第125条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>4. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<p>棄物処理設備および空調換気設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 課長（タービン）は、原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(22) 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(23) 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事、保守および廃止措置工事<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 第2項(7)から(23)に定める職位（第2項(15)の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）、当直長および原子力人材育成センター所長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（建設管理）、課長（第二発電）、課長（3号電気）、課長（3号機械）および課長（SAI工事プロジェクト）は、第1編第5条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(2) 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第1項(13)および第2項(7)から(23)ならびに第3項(1)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、第125条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>4. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：廃止措置計画に基づき核燃料物質による汚染の除去・汚染状況の調査およびその他第307条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事（以下、本編において「廃止措置工事」という。）をいう。</p>		<p>※1：廃止措置工事とは、第141条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（電源機能喪失時等の体制の整備）</p> <p>第217条の9 防災課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合、重大事故※1に至るおそれがある事故もしくは重大事故等発生時」という。）または大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、本編において「大規模損壊発生時」という。）で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下、これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>（1）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>（3）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：本条における重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	<p>なし</p>	<p>（電源機能喪失時等の体制の整備）</p> <p>第139条 課長（技術）は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合、重大事故※1に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、技術部長の承認、所長の承認を得る。</p> <p>（1）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>（2）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練</p> <p>（3）電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3. 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行い、所管する部長の承認（総務課長を除く。）を受けて、課長（技術）に報告する。課長（技術）は、評価の結果について技術部長の承認、所長の承認を得て必要な措置を講じる。</p> <p>※1：「重大事故」とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>なし</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第154条 課長（第一発電）は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表154-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 課長（第一発電）は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表154-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、表154-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p>	<p>・体制および条番号の相違であり実質的な相違なし</p>								
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第289条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表289-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 発電課長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表289-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表289-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p>	<p>表154-1</p> <table border="1" data-bbox="1056 676 1194 1196"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td><math>7.4 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p> <p>表154-2</p> <table border="1" data-bbox="1329 676 1425 1196"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td><math>7.4 \times 10^{12}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	項目	放出管理の基準値	トリチウム	$7.4 \times 10^{12}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	<p>・設置許可で記載した値の相違であり実質的な相違なし</p>
項目	放出管理目標値									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.4 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>									
項目	放出管理の基準値									
トリチウム	$7.4 \times 10^{12}$ Bq/年 <sup>※1</sup>									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）  
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所  
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表289-3		表154-3		・名称および条番号の相違であり実質的な相違なし
分類	放射性液体廃棄物	測定項目	放射性物質の濃度（主要ガンマ線放出核種）	
測定項目	放射性物質の濃度（主要ガンマ線放出核種）	計測器種類	試料放射能測定装置	
測定頻度	放出の都度	測定頻度	放出の都度	
試料採取箇所	・サンブルタンク ・再生純水タンク	試料採取箇所	・床ドラック ・シヤワドレンタンク	
測定頻度	1ヶ月に1回	測定頻度	1箇月に1回	
計測器種類	試料放射能測定装置	計測器種類	試料放射能測定装置	
測定項目	放射性物質の濃度（主要ガンマ線放出核種）	測定項目	放射性物質の濃度（主要ガンマ線放出核種）	
測定項目	トリチウム濃度	測定項目	トリチウム濃度	